

## 「豊橋市都市計画公園の未整備区域の見直し方針(素案)」パブリックコメントの概要

### 1. パブリックコメントの概要

- (1)意見募集期間：令和7年2月26日(水)～令和7年3月28日(金)
- (2)意見提出者数：1人
- (3)意見提出件数：3件

### 2. 意見の概要と市の考え方

寄せられた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	表 3.1.1 と表 3.2.1 で面積が異なっているのは何故か？表 3.2.1 の整備済み面積を参考にすると一人当たりの都市公園面積が 8.58 m <sup>2</sup> /人程度となるが、これは正しいのか？	表 3.1.1 は都市公園の面積、表 3.2.1 は都市計画公園の面積です。 条例に定めている一人当たりの都市公園面積は、表3. 1. 1により算出した 10.54 m <sup>2</sup> /人です。
2	図 3.4.1 について、岩田運動公園、豊橋動植物公園等が記載されていないが前段の本文や表においては含まれているため、追記すべきだと思われる。併せて、図 3.4.2 の修正も必要と思われる。	図 3.4.1 は、岩田運動公園、豊橋動植物公園等の位置を追記します。 図 3.4.2 は、豊橋動植物公園の誘致圏を追記します。
3	図 3.4.2 の整備済みの都市公園等の誘致圏域について、総合公園から街区公園まですべて同色となっているが、公園緑地マニュアル(表 2.1.1、図 2.1.1)の考え方ではそれぞれの公園種別ごとに着色し、それが市街化区域全域をカバーしている形が望ましい。例として、現状の図では牟呂公園周辺が街区公園のみが整備され地区公園は未整備となっていることがわかりにくく、本素案を含む今後の都市公園の配置計画に支障があると考える。	参考意見として受け止めさせていただきます。